

京都市伏見区向島リバーサイド津田地区建築協定承認申請書

I. 建築協定承認申請者の義務

1. 京都市伏見区向島リバーサイド津田地区（以下「津田地区」という。）において建築物を新築及び増改築する者は、京都市伏見区向島リバーサイド津田地区建築協定書（以下「建築協定書」という。）の第6条、第11条及び第12条の定めに従うものとする。
2. 申請者は、申請書（建築協定チェックシート）を建築物の図面の写しと共に、当地域の委員会に提出して許可を得なければならない。

II. 「津田地区」において建築協定承認を申請する者は、下記の「建築協定書」の定めに従うものとする。

【建築協定書の抜粋】

第6条 建築物の制限

建築物の位置、用途、構造及び形態は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。

- (1) 建築物の外壁仕上げ面の位置は、宅地が背中合わせに隣接するブロック（別添図①、②、③、④ブロック）の背割り敷地境界線及び南端ブロック（別添図⑤、⑥ブロック）の南側敷地境界線から80センチメートル以上離すものとする。
- (2) 次のア及びイに掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
 - ア 1戸建ての住宅
 - イ 主たる用途を住宅とし、次に掲げる用途を兼ねたもので、この協定の定める委員会（以下「委員会」という。）が環境上支障がないと認めたもの
 - ① 日用品を販売する小売店舗
 - ② 診療所（獣医院を除く。）
 - ③ 理髪店、美容院
 - ④ 事務所
 - ⑤ その他、①～④までに定める用途に類するもの
- (3) 建築物の地上階数は2以下とする。
- (4) 建築物の高さは、10メートル以下とする。

第11条 違反者の措置

この協定に違反した者があったときは、委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、委員会の決定に基づき、違反者に対して工事施工の停止を請求し、又は文書をもって相当の猶予期間を設け、当該違反行為を是正するための必要な措置をとるよう請求するものとする。

2. 前項の請求があった場合は、違反者は遅滞なくこれに従わなければならない。

第12条 裁判所への提訴

違反者が前条第1項の請求に従わないときは、委員長は委員会の決定に基づき、違反者に対してその工事の施工停止並びに違反建築物の是正又は除去等を裁判所に請求することができる。

2. 前項の訴訟に要する費用は違反者の負担とする。

以上

建築協定チェックシート

建築主氏名

工事種別

建築場所

敷地面積 m^2 建築面積 m^2 延床面積 m^2

以下の太枠内を記入してください。

項目※	協定の概要※	数値を記入		適合・不適合 を選択	運営委員会 チェック欄
階数	地上階数は2以下とする		階	適合・不適合	
建物の高さ	10メートル以下とする		m	適合・不適合	
建築物の 位置	建築物の外壁仕上げ面の位置は、宅地が背中合わせに隣接するブロック（別添図①、②、③、④ブロック）の背割り敷地境界線及び南端ブロック（別添図⑤、⑥ブロック）の南側敷地境界線から80センチメートル以上離すものとする。		cm	適合・不適合	

用途	一戸建て専用住宅とする（第6条 第2項ア及びイ）	適合・不適合	
----	--------------------------	--------	--

当該申請書類等を運営委員会にて協議し、承認または是正の判断をいたします。
後日、審査結果通知書をお渡しいたします。

【申請者の社名及び住所等】

TEL: :
担当者氏名:

【許可者】

京都市伏見区向島リバーサイド津田地区 運営委員会
委員長 ○○ ○○

年 月 日